

○湖北環境衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に
関する条例

〔 令和2年3月26日
条例第3号 〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関しては、石岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第53号)の例によるものとする。

(読替規定)

第3条 前条の規定により、石岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を準用する場合においては、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。